

改正

平成18年4月1日要綱
平成22年3月30日要綱第63号
平成23年3月15日要綱第13号
平成26年3月27日要綱第16号
平成26年7月8日要綱第34号
平成27年4月1日要綱第21号
平成27年10月1日要綱第34号
令和2年4月1日要綱第35号
令和4年3月4日要綱第3号

坂出市工事および建設コンサルタント業務等に係る入札結果等の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事（以下「工事」という。）の請負ならびに測量および建設コンサルタント業務等（以下「業務」という。）の委託に係る入札結果等の公表（以下「公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の範囲および方法)

第2条 公表は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する一般競争入札、指名競争入札および随意契約において行うものとする。ただし、設計金額が100万円未満の工事および業務については、公表の対象としないものとする。

2 公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を閲覧に供する方法により行うとともに、当該公表事項をインターネットの利用により公表するものとする。

- (1) 一般競争入札 入札等結果表
 - ア 最低価格落札方式 入札等結果表（様式第1号）
 - イ 総合評価落札方式 入札結果表（様式第2号）
- (2) 指名競争入札
 - ア 工事 入札等結果表（様式第1号）
 - イ 建設コンサルタント業務等 入札等結果表（様式第3号）
- (3) 随意契約 入札等結果表（様式第3号）

- 3 公表する事項のうち予定価格については、工事（落札者が決定しなかった工事で、事業に継続性または反復性があり、かつ、公表することにより市に不利益が生ずるおそれがあると認めるものを除く。）の請負に係る入札結果に限り公表する。

（閲覧または公表）

第3条 閲覧場所は、総務部総務課とする。

- 2 閲覧の期間は、入札または見積合せの終了した日の翌日から起算して12月とする。
- 3 閲覧をしようとする者は、入札結果等閲覧簿（様式第4号）に所定の事項を記入した上、第1項に規定する場所において閲覧するものとする。
- 4 市ホームページにおける公表の期間は、入札または見積合せの終了した日の翌々日から起算して12月とする。
- 5 入札を、電子入札システムを利用して行った場合の公表については、電子入札システムにおいて行うものとする。

（問い合わせの取扱い）

第4条 公表した事項についての問い合わせに対しては、閲覧またはインターネットにより公表している旨を伝えるものとし、それ以外の問い合わせに対しては、応じないものとする。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成7年10月3日から施行する。
- 2 坂出市指名競争入札結果等の公表に関する要綱（昭和57年6月1日施行）は、廃止する。

付 則（平成18年4月1日要綱）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月30日要綱第63号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月15日要綱第13号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月27日要綱第16号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年7月8日要綱第34号）

この要綱は、平成26年7月8日から施行する。

付 則（平成27年4月1日要綱第21号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年10月1日要綱第34号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日要綱第35号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月4日要綱第3号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）

様式第4号（第3条関係）